

2024年3月6日

株主各位

岡山県岡山市北区芳賀 5311 番地  
タ ツ モ 株 式 会 社  
取締役社長 佐 藤 泰 之

「第 52 回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2024年3月7日付で株主の皆様にご送付を予定しております「第 52 回定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載の一部に誤りがございましたので謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正事項を掲載致します。

なお、本日電子提供措置を開始いたしました株主総会資料につきましては、訂正後のものを掲載しております。

敬具

記

12 頁 「第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件」の候補者に関する注記の一部訂正箇所は、      （下線）を付して表示しております。

（訂正前）

4. 当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

（訂正後）

5. 当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、岡 友和氏、藤原準三氏及び石井克典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上